

在学生・入学予定者・保護者の皆様

## 2023（令和5）年度4月以降のマスクの着用について

新型コロナ・ウイルス感染症は未だに終息に至っていませんが、報道によれば、政府は2023（令和5）年5月8日に感染症法上の分類を現在の2類から季節性インフルエンザ等と同じ5類に見直すとの事です。また、これに先立ち3月には文部科学省から卒業式や入学式におけるマスクの着用は原則として個人の判断に委ねるようにとの通知があったところです。

このような社会情勢を受けて、本学では4月以降も従来と同様の基本的な感染症対策（手洗い、手指消毒、換気等）と屋内でのマスクの着用を推奨するものの、最終的なマスク着用の判断は原則として個人に委ねることとします。

本学で学ぶ学生の進路は薬剤師又は創薬の研究者・技術者といずれも人の健康に関係する職業です。実習等を通じて新型コロナ・ウイルス感染に対する弱者の方々（高齢者、基礎疾患を持つ方等）と接する機会もあることから、必要によりマスクを着用し周囲の人たちへの配慮をすることが大切であると考えます。そのため、本学で学ぶ方々には、必要な状況下ではいつでもマスクを着用できるように、常に携帯する事を推奨します。また、授業担当者等がマスク着用をお願いする可能性もありますので、その場合にはご協力ください。

明 治 薬 科 大 学  
学長 越前 宏俊